

提供年月日：平成30年（2018年）5月15日

部局名：総務部

所属名：行政経営企画室

担当者名：濱川、追立

内線：3291

電話：077-528-3291

E-mail：bc00060@pref.shiga.lg.jp

「滋賀県庁健康経営宣言」の策定について

本県では、「健康しが」をキーワードに、「人の健康」、「自然の健康」、「社会の健康」の「三つの健康」の取組を重点的に進めているところです。

これら「三つの健康」に関する施策展開を図る上で、取組を支える県庁の組織としての力を最大限に発揮するためには、職員の健康の維持・増進が欠かせないとの考え方にに基づき、職員が健康でいきいきとやりがいをもって働くことができる職場づくりに取り組むことを明らかにした「滋賀県庁健康経営宣言」を定めました。

今後は、職員間での対話を通じ、県庁における健康経営の理念を共有しながら、その実践に向けて取組を進めていきます。

1 滋賀県庁健康経営宣言の策定

本県では、これまで、「生産性の高い働き方」と「ワーク・ライフ・バランス」の実現を図る「働き方改革」に取り組んできました。

この取組をさらに進化させるため、職員の能力や個性の発揮には、職員の健康の維持・増進が欠かせないとの考え方にに基づき、健康でいきいきとやりがいをもって働くことができる職場の環境づくりに取り組むことで、県庁の組織としての力を高め、県民サービスの向上を目指す、県庁における「健康経営」を実践することとし、「滋賀県庁健康経営宣言」を定めました。

県民サービスの向上



県庁の組織としての力の向上



- 職員の健康の維持・増進
- ワーク・ライフ・バランスの実現
- 生産性の高い働き方の実現
- 健康的な組織風土の醸成

2 県庁における健康経営計画の策定

上記の宣言を踏まえ、これまでの働き方改革の取組に健康増進に係る取組や目標を加えた、平成30年度における行動計画を策定しました。

※「健康経営」とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味しており、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

【参考】

「県庁における『働き方改革』実現のための行動計画」に掲げた目標に対する実績

	29年度数値目標	29年度実績（知事部局）
（1）各部局における1人あたり時間外勤務時間数	対前年度比15%以上縮減	17.8時間/月 （対前年度比▲2.7%）
（2）各部局における年間の時間外勤務時間数が360時間を超える職員数	対前年度比10%以上縮減	575人 （対前年度比▲3.0%）
（3）職員1人あたりの年次有給休暇年間平均取得日数	14日以上	12.0日 （前年度 10.8日）
（4）ワーク・ライフ・バランスの実現ができている職員の割合	80%以上	H30.1月 53.9% （H27.7月 61.9%）
（5）日頃から業務の進め方を意識的に工夫し、前例にとられず事務の見直しに取り組む職員の割合	80%以上	H30.1月 75.4% （H27.7月 64.5%）